

第3章 良好な景観の形成に関する方針

1. 基本理念

計画の基本理念は以下に示すとおりです。

基本理念 「ゆつら〜っと」 柳川時間の流れる風景づくり

「ゆつら〜っと」とは、「ゆっくりと」という意味の方言です。

柳川市は、福岡都市圏から公共交通で50分と非常に近い位置にありながら、都市にはない独特の時間の流れがあります。これは、北原白秋の詩歌の母体にもなった掘割の「ゆつら〜っと」した水の流れや水郷独特の情緒ある風景が、時間の感覚を変化させているからではないでしょうか。

こうした風景は、長い間に形づくられてきた自然と、その上で育まれてきた歴史や文化と調和した暮らしのうえに成り立っているもので、後世に引き継いでいくべき大切な財産であり、誇りでもあります。

そこで、柳川時間の流れる風景という財産を、「ゆつら〜っと」しかし、流れが止まらないよう着実に「守り」「整え」「生かし」「育む」ことで、柳川らしいまちづくりを進めます。

2. 基本方針

計画の基本方針は以下に示すとおりです。

方針1 地域の魅力を再認識し、景観の骨格である自然景観を「守り」ます。

- 先人たちが水や水辺を大切にし、現在までつないできたように、流水を確保するとともに、創意工を重ね、美しい水の巡る景観を守ります。
- 市民から親しみ愛された樹木や建造物は、景観形成上重要な要素であり、保全・活用の方針を定めるとともに、必要に応じて「景観重要建造物」「景観重要樹木」の指定を検討します。
- 祭事や行事など地域で継承されてきた無形物としての景観構成要素は、心象景観として再認識しそれらを支えてきた地域の活動を守りながら、価値観を共有できる仕組みをつくります。
- 田園や海、河川などの自然景観資源においては、そのものだけでなく、周辺の環境を含めて検討し、眺望や風景を守ります。



方針2 柳川らしい調和のとれた景観を「整え」ます。

- 住みよいまちをつくるために、全市域を対象に、守るべき緩やかなルールをつくります。
- 景観形成上重要な城堀周辺や景観に大きな影響を与える大規模な建築や工作物の設置、開発行為などについては、守るべき景観形成基準を設け、きめ細かく誘導します。
- 今までに受け継がれてきた自然環境や、地域に根付く暮らしの姿、生活の快適性を求める新しい視点を生かし、質の高い景観デザインを実現します。
- 景観上重要な公共空間（掘割、河川、道路、橋梁など）について、先導的に取り組み、柳川らしい景観整備を展開します。

方針3 水郷柳川の魅力を「生かし」ます。

- 市民の景観まちづくりへの理解を深め、景観を活用したまちづくりの推進拡大を目指します。先導的役割を担う地区を指定し、積極的に推し進めていきます。
- 旧城下町や駅周辺については、活気のある雰囲気や歴史的なまち並みが醸し出す落ち着いた雰囲気とのバランスを図りながら、本市の顔としての風格づくりを推進します。
- 良好な景観形成により、水郷柳川の魅力と地域の評価を高め、柳川ブランドの定着・向上を図るとともに、観光資源や製品のブランド価値を高める取り組みによって、経済を活性化させます。
- 訪れてみたい、住んでみたいと思わせるような風景づくりにより、定住化につなげます。
- また訪れたいまちとなるよう、来訪者を感動させる水郷柳川の景観づくりに観光振興策と一体となって取り組みます。

方針4 市民・事業者・行政が一体となって景観形成活動を「育み」ます。

- 心豊かに風景を楽しむための市民感覚を取り入れた景観関連のイベントなど、地域の魅力を再発見する取り組みを進めます。
- 市のホームページや広報紙などを活用し、情報発信を行うとともに、景観や環境に関するワークショップなどを積極的に開催し、意識の共有を図ります。
- 学校教育や生涯学習と連携し、次世代への意識の継承に取り組みます。
- 景観形成に貢献する市民活動を促進する仕組みをつくります。
- 景観づくりの担い手の育成に取り組みます。



3. 区域設定の考え方

(1) 景観計画区域

①景観計画区域とは

地域の個性を伸ばすために、良好な景観形成が必要となる区域です。

②景観計画区域設定の考え方

柳川市は、掘割に代表されるような景観資源に恵まれています。市内全域を、自然、歴史、営みにさらに分析していくと、地域ごとにさまざまな特性があります。柳川独特の掘割のゆっくりとした水の流れのような情緒ある風景と魅力は市全域につながっているため、市全域を景観計画区域とします。

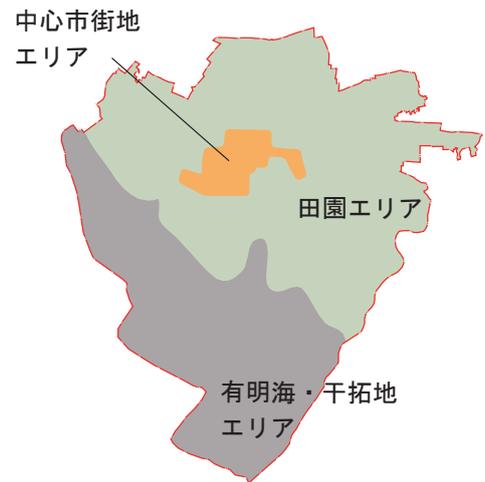


図 景観計画区域(市全域)とエリア

(2) 地区及び重点地区

①地区設定の考え方

P16 に示す景観構造に沿って分類した「中心市街地エリア」「田園エリア」「有明海・干拓地エリア」の3つのエリアについて、各エリア内における景観特性に応じて地区設定を行います。

②重点地区とは

景観形成を行っていく上で、景観特性を色濃く表している代表的な地区のことで、市全体のイメージアップにつながる地区や、地域のよさを育てて地域の活性化につながる地区を指します。重点地区選定の指標は下表のとおりです。

表 重点地区選定の指標

地区のイメージ 選定指標	市全体としてのイメージアップにつながる地区	地域のよさを育て、地域の活性化につながる地区
協働して 守るために	<ul style="list-style-type: none"> ●自主的な地域活動や市民活動が、積極的に行われている。 ●これまでの景観形成が、一定の成果を上げている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観形成の必要性が、地域に理解されている。
心地よく住み 続けるために	<ul style="list-style-type: none"> ●柳川の自然や歴史、営みを表現し、柳川のイメージを構成する、保存が必要な景観資源が存在する。 ●良好な景観を保全または、新たなまち並みを創出するため、きめ細やかな景観形成が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●柳川の自然や歴史、営みを表現し、地域に親しまれる、保存が必要な景観資源が存在する。 ●良好な景観を保全または、新たなまち並みを創出するため、景観形成が求められている。
まちに活力を 生むために	<ul style="list-style-type: none"> ●観光地として定着している。 ●既存の景観の質を高めることで、市全体のブランド力の向上へ貢献することが期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の生活とのふれあいを提供する新しい交流の場となる。 ●地域の取り組みにより交流人口の増加が期待できる。 ●景観への取り組みを通じて地域のまちづくりが活性化することが期待できる。

(3) 地区設定

①中心市街地エリア

柳川市全体のブランド力を向上させ、イメージアップにつながる地区として、中心市街地エリアに3つの地区を設定します。また、これらの地区は景観形成を行っていく上で、景観特性を色濃く表している代表的な地区として、重点地区に設定します。

●城堀周辺地区

城内に巡る掘割、いわゆる「城堀」に隣接した地区(城堀の端から約20mのラインを基準とした敷地が対象)です。

●旧城下町地区

柳川城下の歴史的な風格のあるまち並みが残る地区、商店街としてにぎわいを形成している地区です。

●西鉄柳川駅周辺地区

柳川市の玄関口である西鉄柳川駅を中心とし、公共交通によるアクセスが確保され人の往来が多く見られる地区です。

②田園エリア

景観特性に応じ、田園エリアに2つの地区を設定します。

●田園集落・社寺林地区【令和4年追加】

集落や社寺林が点在し、縦横に巡る水路や農村の暮らしなど、穏やかな田園風景の広がる地区です。

●公共交通軸地区【令和4年追加】

田園と隣接しながらも商業施設や業務系施設が連続的に立地し、経済活動と田園風景とのバランスが重要視される地区(国道208号の道路端から50mの範囲が対象(高架部分を除く))です。

③有明海・干拓地エリア

干拓事業により作られた大きな曲線状の堤防跡に民家が立ち並び、干拓地ならではの暮らしが営まれているエリアです。今後、景観特性に応じた地区設定を検討します。

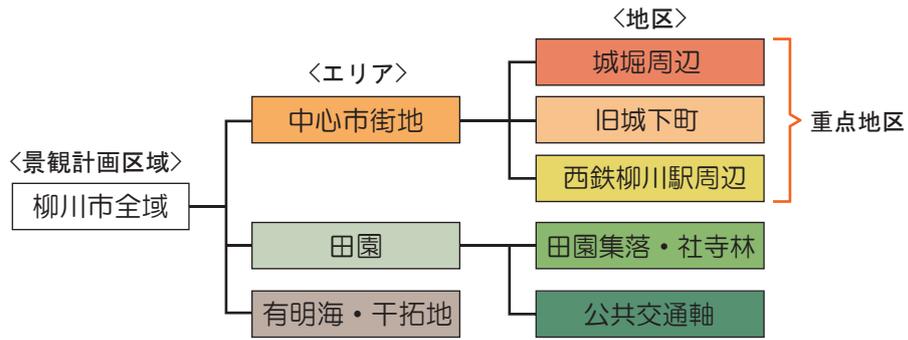


図 区域・エリア・地区の関係

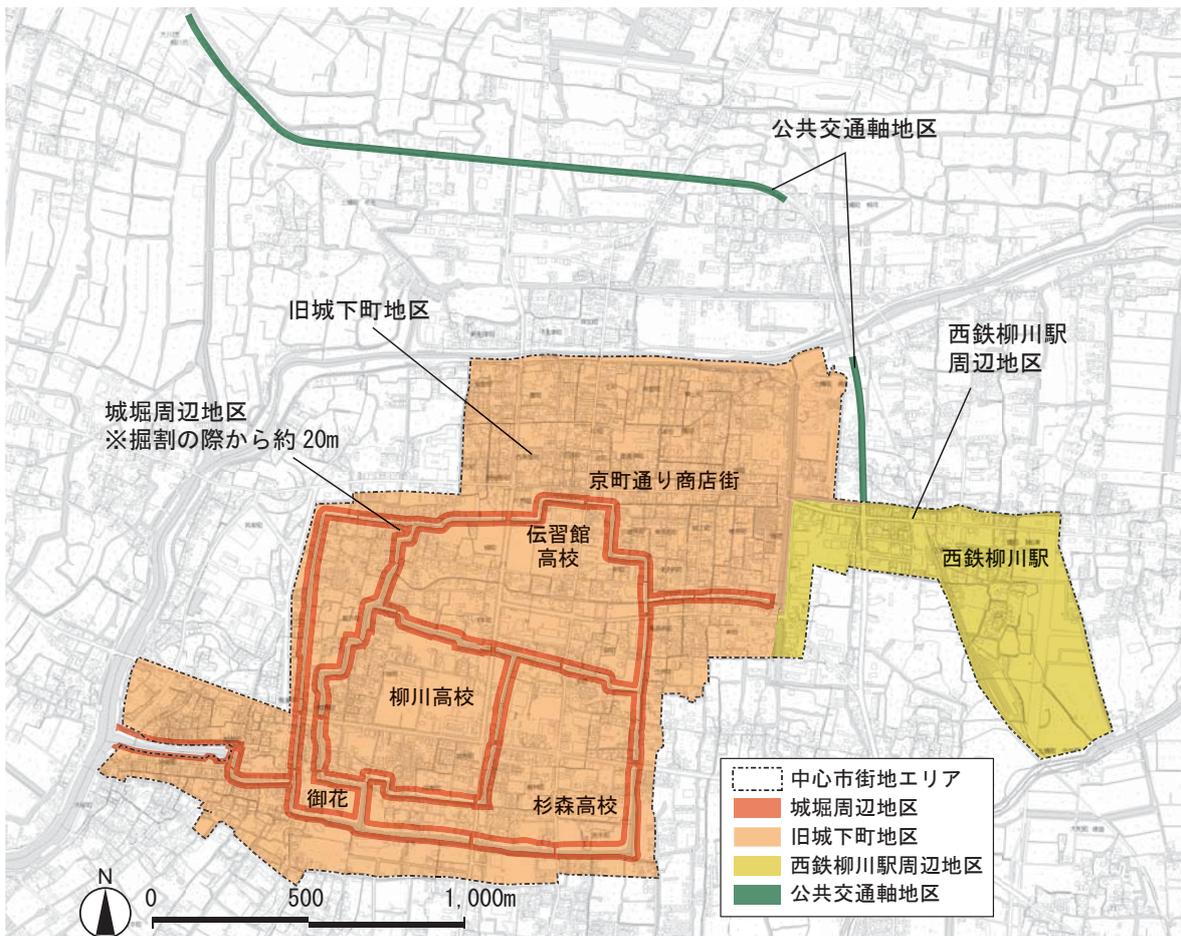


図 重点地区等の位置関係